

第 2 5 号議案

中野区障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 8 年 2 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

障害者福祉手当の第二種手当について、年齢による額の区分を廃止し、当該額を改める必要がある。

## 中野区障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

中野区障害者福祉手当条例（昭和49年中野区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条中「各号に」の次に「掲げる手当の種類に応じ当該各号に」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 第二種手当 1月につき7,750円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2号の規定は、令和8年4月以後の月分の第二種手当の支給について適用し、同年3月以前の月分の第二種手当の支給については、なお従前の例による。